

最高裁秘書第3014号

令和7年9月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮詢について（通知）

6月17日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

民事調停官又は家事調停官を退官した弁護士が再び民事調停官又は家事調停官としての採用を希望してきたとしても一切採用しないことになっていることが分かる文書

（担当）秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）